

# 第136回 定時株主総会 招集ご通知

 **日時**

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

 **場所**

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号  
当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

## 決議事項

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件        |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件               |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件            |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

## 目 次

招集ご通知 .....	2
事業報告 .....	3
連結計算書類 .....	3 3
計算書類 .....	3 6
監査報告書 .....	4 0
株主総会参考書類 .....	4 4

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎当日当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

証券コード 6363  
平成29年6月6日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

**株式会社 西島製作所**

代表取締役社長 原田 耕太郎

## 第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第136期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第136期連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続  
の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年度前半に米国経済の足踏みや、中国経済の失速懸念及びB R E X I Tショックによる金融市場の混乱等を背景に大幅に減速したものの、年度後半は米国経済の持ち直し、各種政策による中国経済の下支え、B R E X I Tショックへの主要国中央銀行による迅速な対応によって緩やかに回復してまいりました。

わが国の経済も、雇用・所得環境の改善が進む中で、年度後半には資源価格の底打ち感や、為替レートの円高方向の動きが一服する中で、海外経済の回復を背景に、日本の輸出や生産が持ち直し、緩やかに回復してまいりました。

しかし、「アメリカ第一主義」を掲げて1月に誕生した米国トランプ政権の保護主義政策及び強硬な移民政策等が、今後の世界経済、ひいてはわが国の経済にどのような影響を与えるか不確実性が高くなっています。

このような中、当ポンプ業界におきましては、世界の人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や、エネルギー政策の見直し等による火力発電所の建設などに底堅い動きがあるものの、原油需要の低迷による中東を中心とした関連プロジェクトの停滞、民間設備投資の抑制などにより、国内外ともに受注環境は厳しいものとなりました。

このような情勢のもと、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、エコポンプの販売促進、官公需向けの新技術の提案、サービス事業の充実などを継続して展開いたしました。

た。この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は43,483百万円（前連結会計年度51,304百万円比84.8%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は15,913百万円（前連結会計年度16,013百万円比99.4%）、民需は7,973百万円（前連結会計年度8,396百万円比95.0%）、外需は19,595百万円（前連結会計年度26,895百万円比72.9%）となりました。

当連結会計年度の売上高は44,414百万円（前連結会計年度40,479百万円比109.7%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,476百万円（前連結会計年度49,407百万円比98.1%）を来期以降に繰り越すことになりました。

#### (当連結会計年度) 平成28年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	15,913 (36.6)	13,832 (31.2)	14,788 (30.5)
民 需	7,973 (18.3)	8,320 (18.7)	5,251 (10.8)
外 需	19,595 (45.1)	22,261 (50.1)	28,436 (58.7)
計	43,483 (100.0)	44,414 (100.0)	48,476 (100.0)

(前連結会計年度) 平成27年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、( ) 内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	16,013 (31.2)	9,980 (24.7)	12,707 (25.7)
民 需	8,396 (16.4)	7,078 (17.5)	5,598 (11.3)
外 需	26,895 (52.4)	23,419 (57.8)	31,101 (63.0)
計	51,304 (100.0)	40,479 (100.0)	49,407 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加と売上総利益率の改善により、1,462百万円（前連結会計年度は営業利益373百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益126百万円が発生したことなどにより1,871百万円（前連結会計年度は経常損失1,663百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として関係会社株式売却益168百万円、特別損失として投資有価証券評価損103百万円が発生したことなどにより1,532百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,422百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強等に総額1,084百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

年 度 区 分	平成25年度 (第133期)	平成26年度 (第134期)	平成27年度 (第135期)	平成28年度 (第136期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	52,847	42,878	51,304	43,483
売 上 高 (百万円)	45,985	46,501	40,479	44,414
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△632	793	△1,663	1,871
親会社株主に 帰属する 当期純利益 又は親会社株 主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	442	405	△2,422	1,532
1株当たり 当期純利益又 は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	15.74	14.61	△88.13	56.15 (注)
総 資 産 (百万円)	68,062	71,987	66,198	67,719
純 資 産 (百万円)	34,524	36,532	32,794	33,713
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,209.10	1,308.22	1,179.57	1,221.94 (注)

(注) 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

### (3) 対処すべき課題

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。これに伴う海外水市場の拡大、安定した電力供給のための新規火力発電所の建設が見込まれます。また国内市場においても、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施などにより、事業環境は安定的に推移するものと予想されます。

このような状況下、当社グループはコアポンプ（水・電気・インフラ）の製品力の強化を図ってまいります。さらにこれまで進めてまいりました、ポンプの高効率化による、省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・提供を通して、社会の安全・安心にいっそう寄与してまいります。

平成28年度を最終年度とした3ヶ年中期経営計画を終え、平成29年度を初年度とした新たな3ヶ年中期経営計画を以下の通り策定しました。当社グループは、平成31年8月に創業100周年を迎えます。この新たな中期経営計画の3ヶ年を当社グループが100周年を超えて更なる発展を遂げるため、これまで取り組んできた施策の仕上げを行う期間と位置付けております。

### 3カ年の経営目標

単位：百万円

区 分 \ 年 度	平成26年度 (第134期)		平成27年度 (第135期)		平成28年度 (第136期)	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
受 注 高	49,500	42,878	50,000	51,304	40,000	43,483
売 上 高	46,000	46,501	43,000	40,479	45,000	44,414
営 業 利 益	500	400	1,000	373	2,000	1,462
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	700	793	1,400	△1,663	1,700	1,871
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 ( △ )	500	405	1,000	△2,422	1,500	1,532

(注) 3カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

第136期の受注計画は、平成28年11月11日に当初計画500億円から400億円に修正しております。

### 新3カ年の経営目標

単位：百万円

区 分 \ 年 度	平成29年度 (第137期)	平成30年度 (第138期)	平成31年度 (第139期)
	計 画	計 画	計 画
受 注 高	44,000	46,000	50,000
売 上 高	44,500	45,500	46,500
営 業 利 益	2,000	2,500	3,000
経 常 利 益	2,500	3,000	3,500
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,800	2,000	2,500

(注) 3カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

新中期経営計画では以下の経営施策を中心に取り組んでまいります。

#### ①イノベーション力

当社のコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化を図ります。さらにこれまで進めてきた、ポンプの高効率化による省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・供給を通して、社会の安全・安心にいつそう寄与します。

## ②グローバル力

グローバルネットワークを活かし、機種別・顧客別に最適な拠点にて生産するグローバル生産体制を確立し、製品競争力の強化を図ります。

## ③生産性・業務品質力

生産性向上のため積極的に最新機械などへの設備投資を行います。さらに平成25年度より取り組んできたトリシマ・イノベーション・システムの継続的な改善、定着化を目指します。

## ④サービス力

グローバルに顧客をカバーすべく、サービス拠点を増設し、サービスネットワークを強化します。具体的には東南アジア地域でのサービス拠点の拡充・強化、並びにアメリカ地域におけるサービス拠点の新設を行います。また、サービス部門の人員増加、特にサイトで実際に点検・修理などを行うスーパーバイザーが改善提案など顧客対応も兼務できるよう能力開発を推進し、売上高に対するサービス比率の増加を図ります。さらにサービス対象機器を拡げサービス事業の拡大を図ります。

## ⑤ガバナンス力

取締役会の実効性をさらに向上させ、企業価値向上に繋がります。また、海外を含む子会社管理の充実を図りガバナンスを強化します。さらに業績連動型報酬制度の導入を検討し、業績向上を図ります。

## ⑥人材力

生産性向上による、働き方改革を推進します。また多様性に富んだ人的ネットワークを強化すべく、女性や外国人の活用を図り、ダイバーシティを推進します。さらに今後益々進めるグローバル展開に対応しうる人材を確保し育成します。

#### (4) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社23社及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

#### (5) 主要な事業所及び工場（平成29年3月31日現在）

##### ①当社

本社	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
支社	東京
支店	大阪、九州（福岡市）、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、 中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）
営業所	沖縄（浦添市）、佐賀、横浜、和歌山
出張所	宇部、熊本、徳島
海外事務所	北京（中国）、サウジアラビア
工場	本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）

##### ②主要な子会社

株式会社九州トリシマ	佐賀県武雄市
西島ポンプ香港有限公司	香港
西島ポンプ（天津）有限公司	中国
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長国連邦
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	インドネシア
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	インド
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス

## (6) 企業集団の従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,580名	33名増

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員53名及び臨時従業員数の年間の平均人員77名は含まれておりません。

## (7) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 90.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	百万ルピア 48,871	% 48.5	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC.及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の持株会社であるTORISHIMA (USA) CORPORATIONは、前連結会計年度まで重要な子会社としていましたが、当連結会計年度において同2社の全持分を売却しましたので、重要な子会社から除外しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	3,000百万円
株式会社りそな銀行	2,683百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000百万円
日本生命保険相互会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関4行を借入先とするシンジケートローン(返済期限平成30年3月、借入金残高1,500百万円)、及び金融機関6行を借入先とするシンジケートローン(返済期限平成30年12月、借入金残高2,500百万円)があります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株  
 ②発行済株式の総数 29,889,079株 (うち自己株式2,781,139株)  
 ③株主数 6,531名  
 ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.2%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,964千株	7.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,479千株	5.4%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.7%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.6%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,060千株	3.8%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.3%
株式会社日阪製作所	619千株	2.2%
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	572千株	2.0%
三精テクノロジー株式会社	551千株	2.0%

- (注) 1. 当社所有の自己株式 (株式給付信託分を除く) については、上記上位10名の株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式 (2,781,139株) のうち株式給付信託 (E S O P) 口自己株式 (201,700株) を除く、当社所有自己株式 (2,579,439株) を控除して計算しております。

## (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (3) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第1回新株予約権 (平成20年9月18日)	31個	普通株式 3,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成20年9月20日から 平成50年9月19日まで
第2回新株予約権 (平成21年7月16日)	72個	普通株式 7,200株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成21年7月18日から 平成51年7月17日まで
第3回新株予約権 (平成22年7月16日)	89個	普通株式 8,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成22年7月21日から 平成52年7月20日まで
第4回新株予約権 (平成23年7月15日)	119個	普通株式 11,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成23年7月20日から 平成53年7月19日まで
第5回新株予約権 (平成24年7月13日)	188個	普通株式 18,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成24年7月20日から 平成54年7月19日まで
第6回新株予約権 (平成25年7月12日)	193個	普通株式 19,300株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで
第7回新株予約権 (平成26年7月14日)	138個	普通株式 13,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成26年7月19日から 平成56年7月18日まで
第8回新株予約権 (平成27年7月9日)	203個	普通株式 20,300株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成27年7月22日から 平成57年7月21日まで
第9回新株予約権 (平成28年7月7日)	194個	普通株式 19,400株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成28年7月21日から 平成58年7月20日まで

#### (注) 1.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員を除く）は取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）は取締役（監査等委員）の、それぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

2.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	31個 (3,100株)	1名	-	-
第2回新株予約権	72個 (7,200株)	2名	-	-
第3回新株予約権	89個 (8,900株)	3名	-	-
第4回新株予約権	119個 (11,900株)	3名	-	-
第5回新株予約権	188個 (18,800株)	3名	-	-
第6回新株予約権	193個 (19,300株)	3名	-	-
第7回新株予約権	138個 (13,800株)	3名	-	-
第8回新株予約権	164個 (16,400株)	4名	39個 (3,900株)	3名
第9回新株予約権	149個 (14,900株)	4名	45個 (4,500株)	4名

#### (4) 会社役員の状況

##### ①取締役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高執行役員社長	原 田 耕 太 郎	
代表取締役副社長	藤 川 博 道	
取締役 専務執行役員	久 島 哲 也	経営企画室長兼調達本部長及び管理本部管掌
取締役 常務執行役員	吉 川 宣 行	生産本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	福 田 豊	
取締役 (監査等委員)	津 田 晃	宝印刷株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	伯 川 志 郎	公認会計士
取締役 (監査等委員)	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士 小太郎漢方製薬株式会社 社外監査役 株式会社藤木工務店 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）津田 晃氏は、日立キャピタル株式会社の社外取締役を平成28年6月24日に退任しております。
4. 取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は、福岡市の監査委員を平成28年12月27日に退任しております。
5. 当社と取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、会社法第427条に定める制度により、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。
6. 取締役（監査等委員・常勤）福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

## ②取締役を支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ） 締 役	5名	76百万円
取 （ 監 査 等 委 員 ） 締 役	4名	39百万円
合 計	9名	116百万円

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与36百万円は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、ストックオプション16百万円を含んでおります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、ストックオプション4百万円（うち社外取締役2百万円）を含んでおります。
5. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額60百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。また別枠で、ストックオプション報酬限度額（年額）としては、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額6百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①社外役員に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社 外 役 員	3名	24百万円	—

### ②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）である津田 晃氏、社外取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏の兼職状況は、前記「(4) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。また、津田 晃氏が平成28年6月24日まで兼職していた日立キャピタル株式会社と当社とは、特別の関係はありません。

伯川 志郎氏が平成28年12月27日まで監査委員を受任していた福岡市と当社とは、公共工事における入札・契約制度に基づき落札した工事契約により取引することがありますが、入札・契約制度の性質に照らして、株主、投資家の判断及び社外取締役（監査等委員）としての職務遂行に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所、小太郎漢方製薬株式会社及び株式会社藤木工務店と当社とは特別な関係はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は11回中11回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は11回中11回出席しております。取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、平成28年6月29日就任以降、9回中9回出席しております。

各氏は取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は14回中14回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は14回中14回出席しております。取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、平成28年6月29日就任以降、9回中9回出席しております。

各氏は監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

## (6) 会計監査人の状況

### ①名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ②報酬等の額

報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、西島ポンプ香港有限公司、西島ポンプ(天津)有限公司、PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING、TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.は、当社の会計監査人及びそのグループのメンバーファーム以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格を有するものを含む)の監査を受けております。

### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとしします。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①-1 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反については是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとしします。
  - ①-2 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、（イ）企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、（ウ）企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、（エ）社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務としします。
  - ①-3 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ④-1 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（平成18年6月29日付けで執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。
- ④-2 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ⑤-1 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。
- ⑤-2 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
- ⑥-1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。

- ⑥-2 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ⑦-1 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。
- ⑦-2 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとします。
- ⑦-3 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。
- ⑦-4 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取り扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。
- ⑦-5 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ⑧-1 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。
- ⑧-2 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンス

- ①-1 コンプライアンス研修等を通して、当社グループの倫理規範、行動基準の周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する理解や遵守すべき法令等についても、コンプライアンス意識の向上と法令遵守のための教育を行っております。
- ①-2 内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における不正行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さず、直接コンプライアンス委員会・内部監査室・監査等委員会に報告できる体制を敷いて運用しております。

### ② リスク管理

- ②-1 事業継続計画（BCP）等に係る各種の社内規程を整備するとともに、防災訓練の実施などBCPが有効に機能するよう必要な対応を行っております。
- ②-2 製品・サービスの品質に関する諸問題について、年2回開催の品質委員会において、再発防止、予防処置、製品の改善等を審議し、当社の品質マネジメントシステムが有効に機能しているか確認しております。また、環境マネジメントシステムを導入し、環境関連の法令違反防止や消費エネルギー削減及び高効率ポンプ等の環境貢献製品の開発・提供によるCO<sub>2</sub>削減に取り組んでおり、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性を審議するため環境委員会を年2回開催しております。
- ②-3 サイバー攻撃への備えなど情報セキュリティの強化に向け、社内連絡を通じてルールの確認と周知徹底を図っております。

### ③ 効率的な職務執行体制

③-1 執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。

③-2 全ての役職員は組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。

### ④ グループ内部統制

当社グループ各社から営業成績、財務状況その他重要な情報の報告を適宜受けるとともに、管掌する執行役員を明確にして子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。また、海外子会社については、TGT（トリシマ・グローバル・チーム）ミーティングを年2回開催し、各社の経営戦略に基づく経営計画や経営成績の進捗状況等について審議しております。

### ⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、取締役、会計監査人及び内部監査室との会合等を通じ、当社グループの重要な事項についての報告を受け、情報交換を行っております。また、必要に応じて随時、当社グループの取締役及び使用人との情報交換や報告等を求めています。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資してまいりたいと考えております。

### (2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきます。期末配当金の総額は245百万円であります。

### (3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を行うことを決議し、第133回定時株主総会において継続することを決議しております。

なお、現プランの有効期間は平成29年6月29日開催予定の当社第136回定時株主総会の終結の時までとされておりますことから、当社では現プランの有効期限満了に先立って継続の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、平成29年5月11日開催の取締役会におきまして、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を前提とし「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決定いたしました。

- ①現プランは、以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規

模買付行為」といいます。) がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め現プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して現プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買

付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(i) 買付者等が現プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場

合もあります。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

- ⑦当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

- ⑧大規模買付等の開始時期

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

- ⑨現プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。

- ⑩現プランの有効期間、廃止及び変更

現プランの有効期間は、平成26年6月27日の定時株主総会決議の日から、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間となっております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、現プランは当該決議に従い、その時点で変更ま

たは廃止されるものとしします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現プランの廃止の決議がなされた場合には、現プランはその時点で廃止されるものとしします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、現プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、現プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### (3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①当社取締役会は上記（2）の取組みは上記（1）の基本方針に沿ったものであり、上記（2）⑤（i）の場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。
- ②当社取締役会は上記（2）の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

〔注〕 本事業報告に記載している数字は、金額、株数及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>45,318</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,200</b>
現金及び預金	10,930	支払手形及び買掛金	9,457
受取手形及び売掛金	23,667	短期借入金	7,453
商品及び製品	273	未払法人税等	337
仕掛品	6,885	前受金	4,381
原材料及び貯蔵品	1,837	賞与引当金	771
前渡金	417	製品保証引当金	847
繰延税金資産	655	工事損失引当金	957
その他	1,024	その他	1,994
貸倒引当金	△371	<b>固定負債</b>	<b>7,805</b>
<b>固定資産</b>	<b>22,401</b>	長期借入金	5,668
<b>有形固定資産</b>	<b>9,937</b>	繰延税金負債	1,221
建物及び構築物	4,212	役員退職慰労引当金	16
機械装置及び運搬具	2,507	退職給付に係る負債	320
工具、器具及び備品	313	その他	578
土地	2,499	<b>負債合計</b>	<b>34,006</b>
リース資産	333	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	71	<b>株主資本</b>	<b>30,233</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,784</b>	資本金	1,592
ソフトウェア	1,656	資本剰余金	7,769
のれん	34	利益剰余金	22,774
その他	93	自己株式	△1,904
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,679</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,891</b>
投資有価証券	9,922	その他有価証券評価差額金	1,832
長期貸付金	358	繰延ヘッジ損益	6
退職給付に係る資産	375	為替換算調整勘定	743
繰延税金資産	53	退職給付に係る調整累計額	307
その他	532	<b>新株予約権</b>	<b>118</b>
貸倒引当金	△562	<b>非支配株主持分</b>	<b>470</b>
<b>資産合計</b>	<b>67,719</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,713</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>67,719</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		44,414
売上原価		33,876
<b>売上総利益</b>		<b>10,538</b>
販売費及び一般管理費		9,075
<b>営業利益</b>		<b>1,462</b>
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	299	
為替差益	126	
受取賃貸料	145	
その他	153	762
営業外費用		
支払利息	123	
持分法による投資損失	17	
貸倒引当金繰入額	133	
その他	79	354
<b>経常利益</b>		<b>1,871</b>
特別利益		
関係会社株式売却益	168	168
特別損失		
投資有価証券評価損	103	103
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,936</b>
法人税、住民税及び事業税	336	
法人税等調整額	△59	277
<b>当期純利益</b>		<b>1,659</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		126
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,532</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,592	7,800	21,733	△1,671	29,455
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△491		△491
親会社株主に帰属する当期純利益			1,532		1,532
自己株式の取得				△240	△240
自己株式の処分		0		7	8
連結子会社株式の取得による持分の増減		△31			△31
当連結会計年度中の変動額合計	-	△30	1,041	△232	777
当連結会計年度末残高	1,592	7,769	22,774	△1,904	30,233

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算勘定調整額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	800	241	1,523	190	2,755	99	483	32,794
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△491
親会社株主に帰属する当期純利益								1,532
自己株式の取得								△240
自己株式の処分								8
連結子会社株式の取得による持分の増減								△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,032	△234	△779	117	135	19	△12	141
当連結会計年度中の変動額合計	1,032	△234	△779	117	135	19	△12	918
当連結会計年度末残高	1,832	6	743	307	2,891	118	470	33,713

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>37,535</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,158</b>
現金及び預金	7,772	支払手形	965
受取手形	1,245	買掛金	7,755
売掛金	20,143	短期借入金	6,716
商品及び製品	127	リース債務	102
仕掛品	5,330	未払金	931
原材料及び貯蔵品	1,144	未払法人税等	225
前渡金	193	未払費用	343
前払費用	190	前受金	3,517
繰延税金資産	616	預り金	44
短期貸付金	768	賞与引当金	720
その他	295	製品保証引当金	785
貸倒引当金	△292	工事損失引当金	947
<b>固定資産</b>	<b>20,586</b>	その他	102
<b>有形固定資産</b>	<b>7,477</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,194</b>
建物	2,852	長期借入金	5,650
構築物	254	リース債務	207
機械及び装置	1,703	繰延税金負債	944
車両運搬具	8	退職給付引当金	138
工具、器具及び備品	170	その他	252
土地	2,166	<b>負債合計</b>	<b>30,353</b>
リース資産	286	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	34	<b>株主資本</b>	<b>25,811</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,670</b>	<b>資本金</b>	<b>1,592</b>
ソフトウェア	1,646	<b>資本剰余金</b>	<b>7,839</b>
その他	24	資本準備金	4,610
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,438</b>	その他資本剰余金	3,229
投資有価証券	8,544	<b>利益剰余金</b>	<b>18,283</b>
関係会社株式・出資金	1,849	利益準備金	398
長期貸付金	1,342	その他利益剰余金	17,885
その他	539	固定資産圧縮積立金	398
貸倒引当金	△835	配当平均積立金	1,400
<b>資産合計</b>	<b>58,122</b>	別途積立金	11,470
		繰越利益剰余金	4,616
		<b>自己株式</b>	<b>△1,904</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,838</b>
		その他有価証券評価差額金	1,831
		繰延ヘッジ損益	6
		<b>新株予約権</b>	<b>118</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>27,769</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>58,122</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,130
売上原価		29,441
<b>売上総利益</b>		<b>6,689</b>
販売費及び一般管理費		6,394
<b>営業利益</b>		<b>295</b>
営業外収益		
受取利息	75	
受取配当金	856	
為替差益	200	
受取賃貸料	150	
その他	70	
営業外費用		
支払利息	76	
貸倒引当金繰入額	108	
その他	57	
<b>経常利益</b>		<b>1,407</b>
特別損失		
投資有価証券評価損	103	
関係会社株式評価損	820	924
<b>税引前当期純利益</b>		<b>483</b>
法人税、住民税及び事業税	212	
法人税等調整額	△29	182
<b>当期純利益</b>		<b>301</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,592	4,610	3,228	7,839
当事業年度中の変動額				
自己株式の処分			0	0
当事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	1,592	4,610	3,229	7,839

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益金	
当期首残高	398	396	1,400	11,470	4,808	18,473
当事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△0			0	-
税率変更による積立金の調整額		1			△1	-
剰余金の配当					△491	△491
当期純利益					301	301
当事業年度中の変動額合計	-	1	-	-	△191	△190
当期末残高	398	398	1,400	11,470	4,616	18,283

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△1,671	26,234	799	241	1,041	99	27,375
当事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
税率変更による積立金の調整額		－					－
剰余金の配当		△491					△491
当期純利益		301					301
自己株式の取得	△240	△240					△240
自己株式の処分	7	8					8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	1,032	△234	797	19	816
当事業年度中の変動額合計	△232	△422	1,032	△234	797	19	394
当期末残高	△1,904	25,811	1,831	6	1,838	118	27,769

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 藤 真 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 藤 真 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第136期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 福 田 豊 ㊞

監 査 等 委 員 津 田 晃 ㊞

監 査 等 委 員 伯 川 志 郎 ㊞

監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊞

(注) 監査等委員 津田 晃、監査等委員 伯川 志郎及び監査等委員 秋山 洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員であるものを除く）原田耕太郎、藤川博道、久島哲也、吉川宣行の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員することとし、取締役（監査等委員であるものを除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こう たろう  
原 田 耕太郎

(昭和36年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
23,800株

#### 〈略歴、地位、担当〉

昭和59年 4月	(株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行	平成13年 6月	当社常務取締役
平成9年 5月	同行信託財産部部長代理		当社営業本部長
平成9年 7月	当社入社	平成16年 6月	当社代表取締役専務
平成10年 8月	当社社長室長	平成18年 6月	当社代表取締役社長
平成11年 6月	当社取締役		最高執行役員社長(現在に至る)
平成12年 8月	当社社長室長兼 営業本部副本部長		

#### 〈重要な兼職の状況〉

なし

#### 〈取締役候補者とした理由〉

平成18年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中枢において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

2 ふじ かわ ひろ みち  
藤 川 博 道

(昭和18年11月21日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
24,700株

〈略歴、地位、担当〉

昭和41年 4月	当社入社	平成21年 6月	当社取締役
平成10年 8月	当社生産本部副本部長		当社上席常務執行役員
平成11年 6月	当社取締役	平成23年 4月	当社専務執行役員
	当社営業本部副本部長兼大阪支店長		当社営業本部長兼
平成12年 8月	当社大阪支店長		プラントエンジニアリング本部長
平成13年 6月	当社東京支社長	平成23年 6月	当社代表取締役（現在に至る）
平成16年 6月	西島エンジニアリング（株）常務取締役	平成25年 4月	当社営業本部長
平成16年 7月	当社生産本部副本部長 （海外プロジェクト担当）	平成26年 4月	当社営業本部長兼
			プラントエンジニアリング本部長
平成21年 4月	当社常務執行役員	平成26年 7月	当社副社長（現在に至る）
	当社品質マネジメント本部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に営業部門、プラントエンジニアリングに関する業務に従事し、また当社のグローバル化に向けた取り組みを推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3 く じま てつ や  
久 島 哲 也

(昭和36年1月25日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
10,600株

〈略歴、地位、担当〉

昭和60年 4月	当社入社	平成26年 4月	当社専務執行役員（現在に至る）
平成13年 6月	当社風力発電営業部長	平成27年 4月	当社経営企画室長兼調達本部長及び 管理本部管掌
平成16年 7月	当社調達部長		
平成17年 7月	当社調達本部長	平成29年 4月	当社経営企画室長兼生産本部長 （現在に至る）
平成18年 6月	当社執行役員		
平成20年 5月	当社常務執行役員		
平成22年 6月	当社取締役（現在に至る） 当社上席常務執行役員		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に営業管理部門、風力発電部門、調達部門に関する業務に従事し、平成29年4月からは生産部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 よし かわ のぶ ゆき  
吉 川 宣 行

(昭和24年2月4日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
4,500株

〈略歴、地位、担当〉

昭和46年 4月	当社入社	平成25年 4月	当社執行役員生産本部副本部長
平成9年 7月	当社品質保証部長	平成26年 4月	当社常務執行役員生産本部長
平成19年 6月	当社CSR推進室長	平成27年 6月	当社取締役（現在に至る）
平成22年 4月	当社執行役員CSR本部長	平成29年 4月	当社常務執行役員調達本部長 （現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に品質保証部門、CSR推進部門、生産部門に関する業務に従事し、平成29年4月からは調達部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 は む こういちろう  
羽 牟 幸一郎

(昭和42年12月7日生)

新 任

〈所有する当社株式の数〉  
200株

〈略歴、地位、担当〉

平成3年 4月	当社入社
平成21年 4月	TGT技術部長
平成23年 3月	アプリケーション・エンジニアリング部長 兼TGT営業部長
平成24年 4月	執行役員アプリケーション・エンジニアリ ング部長兼TGT営業部長
平成25年 4月	執行役員技術本部長
平成27年 4月	常務執行役員技術本部長
平成28年 4月	常務執行役員技術本部長兼研究開発部長 （現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化に向けた取り組みを推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考書類

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役 福田豊、津田晃、伯川志郎の3氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 ふく だ  
福 田

ゆたか  
豊

(昭和26年12月29日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
8,500株

### 〈略歴、地位、担当〉

昭和54年10月	当社入社	平成26年 6月	当社常勤監査役
昭和54年10月	当社経理部配属	平成27年 6月	当社監査等委員（常勤）である取締役
平成9年 7月	当社総務部長		（現在に至る）
平成22年 4月	当社内部監査室長		
平成23年11月	西島ポンプ（天津）有限公司管理本部長		
平成25年 4月	当社CSR推進室長兼内部監査室長		
平成26年 4月	当社内部監査室長		

### 〈重要な兼職の状況〉

なし

### 〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉

主に経理部門、総務部門、内部監査に関する業務に従事し、ガバナンス体制の強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 津 田

あきら  
晃

(昭和19年6月15日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
11,000株

〈略歴、地位、担当〉

昭和43年 4月	野村證券(株)入社	平成15年 6月	同社執行役会長
昭和62年12月	同社取締役	平成17年 6月	日本ベンチャーキャピタル(株) 代表取締役社長
平成元年 6月	同社常務取締役	平成17年 6月	日立キャピタル(株)社外取締役
平成8年 6月	同社代表取締役専務取締役	平成21年 6月	当社監査役
平成9年 6月	日本合同ファイナンス(株) [現(株)ジャフコ]代表取締役専務取締役	平成21年 8月	宝印刷(株)取締役(現在に至る)
平成11年 4月	同社代表取締役副社長	平成27年 6月	当社監査等委員である社外取締役 (現在に至る)
平成14年 5月	野村インベスター・リレーションズ(株) 取締役会長		

〈重要な兼職の状況〉

宝印刷株式会社 取締役

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉

長年の他社における取締役等の経営層として豊富な経験・実績・見識を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

〈独立性に係る事項〉

津田晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3 はく かわ し ろう  
伯 川 志 郎

(昭和23年11月13日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
4,800株

#### 〈略歴、地位、担当〉

昭和50年11月	等松青木監査法人（現 有限責任監査 法人トーマツ）福岡事務所入所	平成24年 6月	当社監査役
		平成24年12月	福岡市監査委員
昭和57年 9月	公認会計士登録	平成27年 6月	当社監査等委員である社外取締役 （現在に至る）
昭和63年 5月	有限責任監査法人トーマツ社員		
平成 7年 5月	有限責任監査法人トーマツ代表社員		
平成19年 6月	日本公認会計士協会北部九州会会長		
平成19年 7月	日本公認会計士協会常務理事		

#### 〈重要な兼職の状況〉

なし

#### 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉

長年の公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 津田晃、伯川志郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は津田晃、伯川志郎の両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の同責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は津田晃、伯川志郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。
5. 津田晃、伯川志郎の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成27年6月26日開催の第134回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました阪本政敬氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さか もと まさ のり  
**阪本 政敬** (昭和17年1月31日生)

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
1,000株

#### 〈略歴、地位、担当〉

昭和45年 4月 大阪弁護士会登録  
昭和63年 4月 大阪弁護士会厚生委員会委員長  
平成 3年 4月 大阪弁護士会副会長  
平成10年 4月 大阪弁護士会弁護士研修委員長  
平成14年 6月 日本弁護士連合会研修委員長  
平成16年 6月 IDEC（株） 監査役（現在に至る）  
平成17年 4月 大阪弁護士会常議委員会議長  
平成21年11月 大阪府入札監視委員会委員長  
平成23年10月 同退任

#### 〈重要な兼職の状況〉

IDEC株式会社 社外監査役

#### 〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉

長年の弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけると判断し、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 阪本政敬氏は、当社と顧問契約を締結しております。  
2. 阪本政敬氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、阪本政敬氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。  
4. 阪本政敬氏の兼職先でありますIDEC株式会社と当社とは特別な関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会および平成26年6月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づき継続しております。（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、平成29年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを平成29年5月11日開催の取締役会において決定しました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます）。本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

本プランの主な変更点は、以下のとおりであります。

- ① 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定いたしました。
- ② 非適格者が有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記いたしました。
- ③ その他、文言の修正等を行いました。

つきましては、本プランを継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社グループは大正8年創業以来「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さず」の社是及び「人類社会において液体と人生とは密接不可分の関係にあり、その液体を扱うポンプは人類社会の発展に必要不可欠からざるものである」との理念のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでおります。

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及びその効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。これに伴い海外においては水市場の拡大、安定した電力供給のための新規火力発電所の建設が見込まれます。また、国内においても老朽化したインフラ更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施が進んでいます。

このような状況下、当社グループの基本方針実現のため、次の施策を新中期経営計画において定め取り組んでまいります。

### ①イノベーション力

当社のコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化を図ります。さらにこれまで進めてきた、ポンプの高効率化による省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・供給を通して、社会の安全・安心にいっそう寄与します。

### ②グローバル力

グローバルネットワークを活かし、機種別・顧客別に最適な拠点にて生産するグローバル生産体制を確立し、製品競争力の強化を図ります。

### ③生産性・業務品質力

生産性向上のため積極的に最新機械などへの設備投資を行います。さらに平成25年度より取り組んできたトリシマ・イノベーション・システムの継続的な改善、定着化を目指します。

### ④サービス力

グローバルに顧客をカバーすべく、サービス拠点を増設し、サービスネットワークを強化します。具体的には東南アジア地域でのサービス拠点の拡充・強化、並びにアメリカ地域におけるサービス拠点の新設を行います。また、サービス部門の人員増加、特にサイトで実際に点検・修理などを行うスーパーバイザーが改善提案など顧客対応も兼務できるよう能力開発を推進し、売上高に対するサービス比率の増加を図ります。さらにサービス対象機器を拡げサービス事業の拡大を図ります。

### ⑤ガバナンス力

取締役会の実効性をさらに向上させ、企業価値向上に繋がります。また、海外を含む子会社管理の充実を図りガバナンスを強化します。さらに業績連動型報酬制度の導入を検討し、業績向上を図ります。

### ⑥人材力

生産性向上による、働き方改革を推進します。また多様性に富んだ人的ネットワークを強化すべく、女性や外国人の活用を図り、ダイバーシティを推進します。さらに今後益々進めるグローバル展開に対応しうる人材を確保し育成します。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、本基本方針に照らして、人類社会の発展に必要欠くべからざるポンプを取り扱い、インフラを支える当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

## 1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することになる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、1世紀近くの長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社の行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行なおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行なうものとします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行なうものとします。

なお、別紙2-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

(ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行なうことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行なうものとします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合とは、別紙2-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合をいうものとします。

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)および(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行なうものとします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

#### ⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行なう場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「投票基準日」といいます)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行いません。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. (1)⑤ (i) に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2.(3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。こ

のような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

**当社の大株主の株式保有状況（平成29年3月末現在）**

順位	名称	持株数（株）	持株比率（％）
1	公益財団法人原田記念財団	2,810,446	9.40
2	株式会社西島製作所	2,579,439	8.63
3	GOLDMAN,SACHS&CO.REG	1,964,600	6.57
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,479,500	4.94
5	株式会社りそな銀行	1,286,687	4.30
6	株式会社三井住友銀行	1,266,000	4.23
7	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,060,608	3.54
8	株式会社栗本鐵工所	652,200	2.18
9	株式会社日阪製作所	619,900	2.07
10	THE BANK OF NEW YORK – JASDECTREATY ACCOUNT	572,200	1.91

1. 発行済株式総数	： 29,889,079株
2. 発行可能株式総数	： 60,000,000株
3. 総株主数	： 6,531人

以 上

**当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以上

**当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあると認められる類型**

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を妨げるおそれがあると判断される場合
3. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
4. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
5. その他1. から4. までは準じる場合、又は、別紙2－1のいずれかの類型に準じる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと判断される場合

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

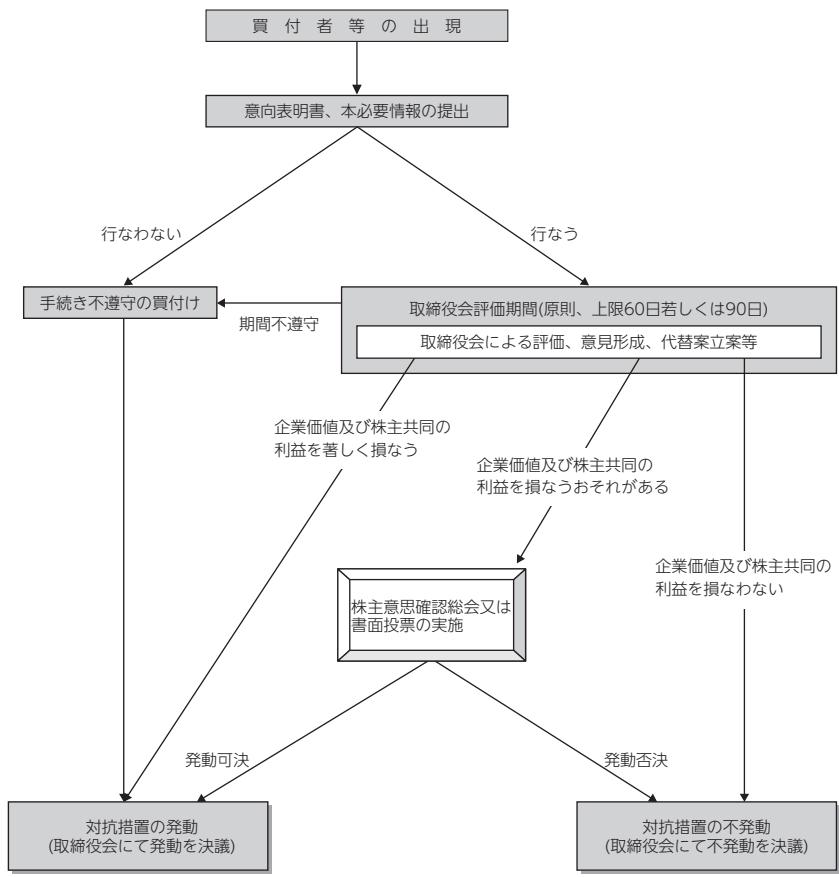
<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

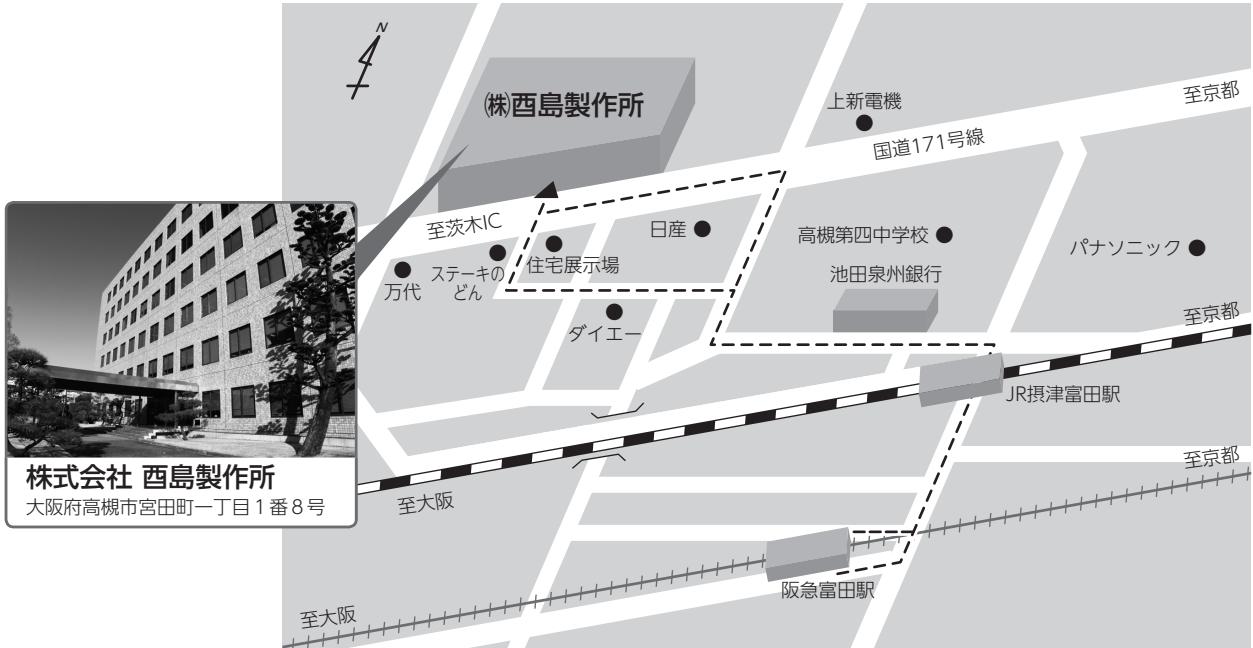
### 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

# 第136回 定時株主総会 会場ご案内略図



## 交通のご案内



電車で  
来られる方

JR摂津富田駅より徒歩6分山手  
阪急富田駅より徒歩10分山手



車で  
来られる方

名神高速道路茨木ICより約3km